



「老後の保障」 だけではありません

国民年金は老後の所得保障だけでなく、人生の万が一の場合にもサポートしてくれる公的年金制度です。病気やけがで重い障害が残ったときは障害基礎年金が、死亡したときは遺族に遺族基礎年金などが支給されます。



福祉のお知らせ Welfare Infomation

介護保険負担限度額認定 (食費・居住費への補足給付) の更新手続きをお忘れなく!

負担限度額認定証の期限は、毎年7月31日です。8月以降も切れ目なく利用する場合は、期限までに再度申請手続きをお願いします。居宅介護支援事業所や施設等を通じてご案内をお送りしていますので、忘れずに申請手続きを行ってください。

※令和3年度の負担限度額認定証をお持ちで、事業所等から案内が届いていない場合は、役場で申請書類をお渡します。なお、令和4年度の住民税課税状況や資産状況により、8月以降の認定を受けられない場合があります。

●提出書類

令和4年度分の申請日は事前に提出する場合も「8月1日」としてください。適用は申請日の属する月の初日までしか遡れませんのでご注意ください。

- ▶ 介護保険負担限度額認定申請書
- ▶ 同意書
- ▶ 被保険者と配偶者の預金通帳等の写し (全ての資産)
 - ※最新の状態で記帳の上、申請日の2ヶ月以内の状態が分かるようにしてください
- ▶ 申請される方の本人確認書類 (写真有は1点、写真無は2点)
- ▶ 委任状 (代理申請の場合 委任者の押印必要)



【お問い合わせ】 役場福祉課 ☎ 77-3614

Q. 「まさかのためにも国民年金はかけておきたい。でも、保険料を払うのが経済的にツライのですが、どうすればいいですか。」

A. 「国民年金の保険料を納めるのが難しい方に、4つの制度があります。」

●制度1) 経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。※1

- ▶ 審査対象者: 本人・配偶者・世帯主
- ▶ 承認期間 : 保険料の納付期限から2年を経過していない期間
 - ※審査は年度単位 (7月~翌年6月) で行います。

●制度2) 50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方 (学生以外) で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

- ▶ 審査対象者: 本人 (50歳未満)・配偶者
- ▶ 承認期間 : 保険料の納付期限から2年を経過していない期間
 - ※審査は年度単位 (7月~翌年6月) で行います。

●制度3) 20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合は、在学期間中の保険料が猶予されます。

- ▶ 審査対象者: 学生本人
- ▶ 承認期間 : 保険料の納付期限から2年を経過していない期間
 - ※審査は年度単位 (4月~翌年3月) で行います。

●制度4) 障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生 (共済) 年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

※法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納められます。

※1 制度1の申請免除には、所得によって、「全額免除」か「一部免除」があります。

◎全額免除: 保険料月額を免除

◎一部免除: 保険料の「4分の3」「半額」「4分の1」を免除

●「知らなかった!」では大変なことに・・・

保険料の免除や猶予を受けず、保険料が未納となっている状態で障害や死亡という不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。納付や手続きは忘れないようにしましょう。



【国民年金のご相談・お手続きについて】

徳島南年金事務所 ☎ 088-652-3114 / 役場住民生活課 ☎ 77-3613

美波町が「SDGs 未来都市」に選定されました

役場政策推進課 ☎ 77-3616

●SDGsとは

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、2030年を期限とする世界共通の17の目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」をキーワードに世界を経済・社会・環境のバランスのとれた社会へと変革することをめざしています。



●SDGs 未来都市 美波町

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、「経済」・「社会」・「環境」の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を内閣府が「SDGs 未来都市」に選定します。

美波町は『森への回帰 ウミガメの森の恵みの地域好循環による“にぎやかそ (にぎやかな過疎) の加速』を提案し、令和4年5月20日内閣府で野田聖子地方創生担当大臣から「SDGs 未来都市」選定証を授与されました。

2030年における本町のあるべき姿を、『持続可能な「にぎやかそ」の自立モデル都市』と明確に示し、豊かな環境と地域資源を磨き地域経済の好循環を生む取り組みや、女性・高齢者など多彩な人によって共創する次世代につながるまちづくり、誰ひとり取り残さない災害に強いまちづくり等の提案が先駆的であると評価されたものと考えています。今後、美波町版SDGsの実現に向け、町民の皆様を含む多様なステークホルダーとの連携を一層強固なものとする中で、さらに“にぎやかそ”なまちづくりを進めてまいります。

